

第2節 地区共有財産

1 地目別財産調書（財政部 財産活用課）

地目	筆数	地積(㎡)	地目	筆数	地積(㎡)	地目	筆数	地積(㎡)
溜池	396	2,852,920	宅地	55	34,455	田	8	2,961
堤	253	307,176	畑	10	1,893	井溝	4	4,554
原野	55	13,085	雑種地	51	52,552	用悪水路	3	521
墓地	84	146,227	山林	22	9,361	合計	941	3,425,705

2 地区共有財産の管理及び処分（財政部 財産活用課）

管理及び処分の適正化を図るため、昭和51年7月1日に「堺市地区共有財産の管理及び処分に関する要綱」を制定し、以後実施している。令和5年度の処分は2件、処分面積は92㎡、処分金額1,777千円で、市への納付金額は340千円であった。

3 溜池損害賠償保険（財政部 財産活用課）

溜池等での水難事故防止対策には万全を期しているが、万一、不慮の事故があった場合、損害賠償請求に対処するため、保険に加入している（保険金てん補限度額 損害賠償支払額内で最高対人1名につき3,000万円、1事故につき2億円、財物については1,000万円）。

令和6年度は地区共有溜池226ヶ所（外周距離87,844m）、市有溜池41ヶ所（外周距離15,941m）について加入している。保険料は合わせて215,910円であった。（基準日 令和6年4月10日）